

令和5年度唐津市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するために定めるものとする。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、市の全部局とする。

3 調達対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等（以下「調達対象施設等」という。）は、市内の調達対象施設等を優先することとし、次の施設等とする。ただし、市外の調達対象施設等からの調達を妨げるものではない。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 障害者雇用促進法の特例子会社

イ 重度障がい者多数雇用事業所

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者

イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体

4 調達を推進する物品等

市が調達対象施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

- (1) 物品（紙製品、記念品、食品類、垂れ幕・看板、花苗、縫製品等、木製家具等、印刷、その他）
- (2) 役務（クリーニング、リネンサプライ、情報処理サービス、公園・建物の清掃、除草、襖・障子の張り替え、その他）

5 調達目標額

金 8, 0 2 4 千円

6 調達の推進方法

- (1) 市は、調達対象施設等から提供可能な物品等についての情報の収集を行い、市が調達可能な物品等の優先調達を行う。
- (2) 市は、調達対象施設等に対して市が調達可能な物品等について情報の提供を行う。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成したときは、市のホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 調達実績は、事業年度の終了後に取りまとめ、市のホームページ等により、速やかに公表する。